

島根県報

平成28年3月29日 (火) **号外 第 5 2 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	日 次
--	------------

【規 則】

島根県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則 農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則 (農業経営課) 2

(") 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則 (規則第20号)

1 規則の概要

島根県農業倉庫業法施行細則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理(第2条関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

島根県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

島根県農業倉庫業法施行細則(昭和25年島根県規則第74号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第46条第1項に規定する旧農業倉庫業者等 については、同項に規定する適用日の前日までの間は、この規則による廃止前の島根県農業倉庫業法施行細則の規定 は、なおその効力を有する。

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金の交付基準に関する規則(昭和60年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「農家数」を「農業者の数」に改め、同条第3項中「農家数は」を「農業者の数は」に、「経営耕地面積規模別農家数」を「総農家数及び土地持ち非農家数」に改め、同条第4項中「経営耕地中」を「経営耕地の状況中」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。